

令和3年4月13日

保護者各位

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣
〔公印省略〕

本県警戒レベル第4段階時における発熱や風邪症状がある
児童生徒等への対応について(通知)

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向にあり、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。さらに、4月12日より県の警戒レベルが「第4段階」へと引き上げられ、まん延防止等重点措置適用指定地域として本市も指定されております。

また、「発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例がある」ことから、それを未然に防止することで、学校感染のリスクを低減させるための対応を行います。

保護者の皆様には、発熱や風邪症状を有するお子様におきまして、下記の通り対応していただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象期間 本日から本県警戒レベル第4段階終了日まで
- 2 保健安全面について
 - (1) 発熱等の風邪症状がある場合や同症状で早退する場合は、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いします。
 - (2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認してください。
→「症状があり新型コロナの検査を受け陰性と判定された場合」や「検査を受けなかった場合」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するようお願いしてください。その際、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」となります。
- 3 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について
上記証明は全て不要ですが、口頭で学校への連絡をお願いします。

※上記の対応は、令和3年4月13日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

＜本件のお問い合わせ＞
那覇市教育委員会 学校教育課
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522